

○経済産業省告示第百九号
工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。
平成二十三年五月十二日
工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関
1 登録認証機関の名称 ビューローペリタスジャパン株式会社
一 登録更新年月日 平成二十三年三月一日
二 登録認証機関の所在地 神奈川県横浜市中区山下町1番地シルクビル
三 登録の区分 A(土木及び建築)、B(一般機械)、H(非鉄金属)、K(化学)、Z(その他)
四 認証を行う事務所名称及び所在地
ビューローペリタスジャパン株式会社 システム認証事業本部
神奈川県横浜市中区山下町1番地シルクビル
2 登録認証機関の名称 財団法人ベタリビング
一 登録更新年月日 平成二十三年三月二十六日
二 登録認証機関の所在地 東京都千代田区富士見二丁目7番2号
三 登録の区分 A(土木及び建築)、R(窯業)
四 認証を行う事務所名称及び所在地
財団法人ベタリビング
東京都千代田区富士見二丁目7番2号

経済産業大臣 海江田万里

○特許庁告示第十一号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。
平成二十三年五月十二日
特許庁長官 岩井 良行

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第二十四号	平成二十三年四月二十七日	株式会社 技術トランス フォーサービス 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 代表取締役 秋山 敦	二四 先行技術調査(医療)	株式会社 技術トランスフォーサービス 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号

○国土交通省告示第四百七十一号
独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第百六十号)第十三条第二項及び第三項、同令附則第十条において準用する場合を含む。の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号(独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件)の一部を次のように改正する。
平成二十三年五月十二日
国土交通大臣 大畠 章宏

附則第三項の表一の項利率欄中、「一・六パーセント」を「一・七パーセント」に、同表三のイの項利率欄中、「一・六パーセント」を「一・七パーセント」に改める。

○国土交通省告示第四百七十二号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
平成二十三年五月十二日
国土交通大臣 大畠 章宏

(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
畦田川

(二) 砂防法第二条の土地の表示
昭和二十九年建設省告示第三百四十四号で指定した土地のうち、上流端から次の土地に存する標柱一号と二号を結んだ線までの区間の土地の区域

山口県萩市三見
字吉本松 二一八〇番四 一号
字上着 二二三九番 二号
○気象庁告示第七号
気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一号)第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程(昭和二十八年運輸省告示第六十三号)の一部を次のように改正する。
平成二十三年五月十二日
気象庁長官 羽鳥 光彦

別表第二奄美諸島・トカラ列島の項中、「奄美諸島」を「奄美群島・トカラ列島」に改める。

○国土交通省告示第四百七十三号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年五月十二日
国土交通大臣 大畠 章宏

(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
畦田川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の畦田川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
山口県萩市三見
字上円福寺 二六一 一号及び二号
字吉本松 二一八〇番四 三号
字上着 二二三九番 四号

別表第五山口県の項中
山口県東部
「
山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡
」を
「
山口県東部
岩国市、光市、柳井市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡
」
山口県中部
山口市、防府市、下松市及び周南市
」
に改める。
別表第六鹿児島県の項及び同表注二中、「奄美諸島」を「奄美群島」に改める。

附則
1 この告示は、平成二十三年五月十二日(次項において「施行日」という。)から施行する。
2 この告示による改正後の気象庁予報警報規程の規定は、施行日の十三時以降に行う予報及び警報について適用し、同日十三時前に行う予報及び警報については、なお従前の例による。
○気象庁告示第八号
津波に関する海上予報及び海上警報の発表形式(平成四年気象庁告示第四号)の一部を次のように改正し、平成二十三年五月十二日から適用する。ただし、同日十三時前に行う発表については、なお従前の例による。
平成二十三年五月十二日
気象庁長官 羽鳥 光彦

奄美群島・トカラ列島	奄美群島・トカラ列島
アマミグントウトカラレットウ	AMAMI ISLANDS AND TOKARA ISLANDS